

沼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和 39 年 4 月 1 日
条例第 10 号

改正 昭和 52 年 10 月 6 日条例第 19 号 昭和 61 年 10 月 16 日条例第 30 号
平成 5 年 7 月 15 日条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分については、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

付 則

- 1 この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 沼津市議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、営造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和 24 年条例第 8 号)は、廃止する。

付 則(昭和 52 年 10 月 6 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 61 年 10 月 16 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 5 年 7 月 15 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。